

# 神奈川県再犯防止推進計画 令和元年度・2年度評価まとめ (事務局案)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の評価を令和2年度中に行わなかったため、本冊は令和元年度と2年度の2か年分をまとめて評価しています。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(1) 就労の確保

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 保護観察対象者の直接雇用については、平成30年度に雇用した1名を7月まで雇用継続したが、神奈川県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の実行ある社会復帰対策を推進すべく、暴力団離脱者を実際に就労受入れする意思のある企業をもって本協議会を構成するよう見直しを行い、新たに11社で本協議会を構成することとした。  
また、令和元年度中の県内の警察署における暴力団離脱支援者数は7人であったが、自己で就労先を探す、知人の会社で働く等の理由により就労支援を求める者はいなかった。

**【令和2年度】**

- 刑務所出所者等就労支援事業では、令和元年度に引き続き、刑務所出所者等及び雇用主の状況や悩みに応じた職場定着支援を実施することにより、刑務所出所者等の円滑な社会復帰を推進した。
- 保護観察対象者の直接雇用については、令和元年度と同様、県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 令和元年度に引き続き、刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は、社会復帰アドバイザーによる企業訪問等により、新たに3社を開拓し、令和元年度の11社と合わせ14社となった。また、令和2年度中の県内警察署における暴力団離脱支援者数は15人であったが、知人の会社で働く等の理由により、就労支援を求める者はいなかった。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 現在、神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は11社であり、その内、建設業が10社、運送業は1社であるが、暴力団離脱者の年齢は40歳代以上の者が多く、体力的にも建設業では辛いという理由から就労に至らないケースがある。よって、今後は40歳代以上の者でも働くことができる、体力的に負担の少ないと考えられる業種の就労受入れ企業を開拓する必要がある。

### 【令和2年度】

- 刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者という特殊性からも、国の就労支援事業を受託した事業者に、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。
- 保護観察対象者の直接雇用について、県保護司会連合会からの推薦があった場合には、推薦に応じて雇用を検討する。
- 今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進する必要があり、引き続き、協力雇用主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。
- 現在、神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は14社であるが、その内13社が建設業である。よって、今後も建設業以外の業種の就労受入れ企業を開拓するよう活動を推進する必要がある。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 横浜保護観察所が行う就労支援（計画 p. 18）
  - ・ 刑務所出所等総合的就労支援
  - ・ 更生保護就労支援事業
  - ・ その他の就労支援

## 評価（案）

保護観察対象者の就労につなげるため、積極的に対象者を受け入れるよう、県は保護司会連合会とも調整していくことが求められる。

刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、引き続き制度を維持していくことが求められる。

神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業については、中高年齢層の暴力団離脱者が就労しやすいよう、建設業以外の業種の受入れ企業を開拓することが重要である。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(2) 住居の確保

**【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)**

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、要配慮者の入居支援に協力的な不動産店等に対して「新たな住宅セーフティネット制度」に関する講座を実施することにより、住登録について働きかけを行い、令和元年度末時点において260戸の登録を行うとともに、当該登録情報を広く県民に提供することにより、要配慮者の居住の安定確保を図った。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数2,000戸に対して、6,645人の応募があり、倍率は3.3倍であった。
- 住居確保給付金については、支給決定6件、支給額841,900円となった。(町村部)

**【令和2年度】**

- 更生保護施設への事業費補助については、令和元年度に引き続き、更生保護法人川崎自立会、更生保護法人まこと寮、更生保護法人報徳更生寮の運営費に対する補助を行った。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録について大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加し、目標を上回る9,530戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数1,600戸に対して、5,692人の応募があり、倍率は3.6倍であった。
- 住居確保給付金については、支給決定231件、支給額54,683,210円となった。(町村部)

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止の観点からも重要であるため、引き続き支援を行う。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、不動産店や賃貸住宅のオーナーに制度が十分に浸透していないことや要配慮者に住宅を貸すことについて依然としてオーナーに不安感があるため、関係団体等に対して制度の普及啓発を進めるとともに、オーナーの不安解消のため、要配慮者への入居支援や見守りなどの生活支援の取組を充実させる。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、倍率の低下が続いているため、入居者資格要件の緩和を検討し、単身年齢要件や県内居住要件を見直した。
- 住居確保給付金の支給については、今後も引き続き適正な給付を行う。

### 【令和2年度】

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであるとともに、拘留中などの早い段階から福祉的支援の調整を開始する入口支援（被疑者等支援）の実施にあたっては更生保護施設の協力、連携は重要であることから、引き続き支援を行う。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、登録について大手不動産事業者と交渉することなどにより目標戸数を達成し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。登録戸数の増加に伴い、今後は登録住宅内容の一層適切な管理に努めていく。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、定期募集に併せて常時募集も行い、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割を果たしていく。
- 住居確保給付金の支給については、新型コロナウイルスの影響により、支給対象が拡大されるなど制度の改正があり、申請が急増した。引き続き本制度が必要な方に適正に支給できるよう努めていく。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 更生保護施設（計画 p. 20）

## 評価（案）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、大手不動産事業者との交渉等により目標の登録戸数を達成し、要配慮者の居住の安定確保を図れたことは評価できる。

県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核的役割を果たす必要があるとともに、社会経済情勢を踏まえて、必要に応じた入居者資格要件の見直しを検討する必要がある。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

**【主な具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 県地域生活定着支援センターでは、コーディネート業務 88 件、フォローアップ業務 53 件、相談支援業務 8 件を終了した。
- 高齢者万引き防止プログラムの策定に向けて、策定委員会を 3 回開催したほか、前年度作成した冊子の効果検証を県内の 54 警察署にて実施した。また、プログラムに基づく動画を作成し、県内 8 警察署にて効果検証を開始した。

**【令和 2 年度】**

- 県地域生活定着支援センターでは、コーディネート業務 74 件、フォローアップ業務 32 件、相談支援業務 11 件に加え、地域福祉支援検討会 2 回、福祉事業者巡回開拓 16 回、地域福祉研修 2 回を行った。
- 更生支援福祉ネットワークでは、メーリングリストを活用したネットワークの構築及び運用を本格実施し、ネットワーク登録者向けに連携が図れるような研修を実施した。また、3 年間の事業を検証し、課題の整理及び今後の取組について提言した最終報告書が作成された。
- 高齢者万引き防止プログラム策定委員会を 4 回開催したほか、冊子及び動画の効果検証を踏まえ、冊子の改訂を行い、「高齢者万引き防止プログラム」の策定を完了した。
- 生活困窮者の自立相談支援では、法の趣旨を踏まえ、相談者が抱える様々な課題の解決に向け、必要に応じて町村役場やハローワーク等の関係機関と連携しながら本人の状況に応じた包括的な支援を行った。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 県地域生活定着支援センターでは、複雑困難な事例の増加や支援期間が長期化しているため、よりケースに近い地域社会での福祉的支援が必要な矯正施設出所者等への理解の促進及びネットワークの構築、強化を行う必要がある。
- 高齢者万引き防止プログラムについて、万引きをした高齢者向けの冊子と動画の効果的な利用方法を検証するとともに、支援者や関係者等への活用方法も検討する必要がある。
- 生活困窮者の自立相談支援については、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、支援員の研修等資質向上を図りながら、支援体制を整えていく。

### 【令和2年度】

- 県地域生活定着支援センターによる取組について、国の「再犯防止推進計画」に示されるとおり、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携について施策を検討する必要がある。
- 更生支援福祉ネットワークについて、令和2年度で委託期間が終了したため、令和3年度以降はネットワークの運用を県直営で行う必要がある。
- 高齢者の万引き防止について、国の補助金が令和2年度で終了した中で、3年間で実施したモデル事業をどのように横展開していくのかを国の動向も踏まえ検討する必要がある。
- 生活困窮者の自立支援について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方が増加しており、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、支援体制を整えていく。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援（計画 p. 24）
- 神奈川県地域生活定着支援センターの取組（計画 p. 25）
- 神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携（計画 p. 26）

## 評価（案）

福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者に対して、引き続き、受け入れ施設の調整や自立促進を図るための支援を進めるとともに、入口支援（被疑者等支援）の実施にあたっては、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等とのより緊密な連携が重要である。

地域再犯防止推進モデル事業として実施した、更生支援福祉ネットワークの構築及び高齢者万引き防止プログラムの策定については、国の動向も踏まえつつ、今後、効果的な展開方法を検討する必要がある。

認知症相談支援や生活困窮者自立支援では、新型コロナウイルスの影響による介護者の負担増加や生活困窮者の増加も踏まえた継続的な支援体制が必要である。また、神奈川県発達障害支援センター（かながわA）では、相談支援体制を維持するとともに、支援者向け研修や当事者の家族向け講座についても、コロナ禍に対応したWEB面接や映像による研修実施などを積極的に導入し、継続的な支援体制が求められる。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(2) 薬物依存を有する者等への支援

**【主な具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する一般相談を 1,447 件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。また、精神保健福祉センターにおいて、相談支援を行う関係機関職員の研修会を 1 回開催し、151 人が参加して薬物相談に係る資質の向上を図った。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた依存症家族講座を 2 回実施した。
- 県民が依存症を治療する県内の医療機関、依存症からの回復に重要な役割を果たす自助グループ及び回復施設等の情報を一元的に知ることができる県のホームページ「かながわ依存症ポータルサイト」を運営（平成 31 年 3 月開設）し、アクセス数は累計 14,968 件となった。

**【令和 2 年度】**

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する一般相談を 1,770 件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。また、薬物相談業務研修は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- 依存症家族講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、「依存症対策のヒント 家族のためのワークブック」を作成し、ホームページに掲載するとともに、県所管域各市町村、各保健福祉事務所・センターに配付した。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、依存症に関するコラムや自助グループの活動状況等を定期的に掲載し、アクセス数は累計 30,356 件となった。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 薬物に関する一般相談は毎年1,400件程度で高止まり傾向にあり、相談支援を行う関係職員のスキル向上のために研修会を継続する必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の関係上、次年度は、一般相談は継続するが、薬物相談業務研修は中止する予定である。

### 【令和2年度】

- 薬物に関する一般相談は前年から約300件増加したこともあり、引き続き一般相談を継続する必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の関係上、次年度は薬物相談業務研修を中止する予定である。
- 依存症家族講座について、薬物依存症者への偏見や誤解はいまだ根強く、薬物依存症者本人もその家族もなかなか相談や支援につながる事が困難な状況であるが、まずは家族が依存症に関する正しい知識を習得し、理解する必要があるため、引き続き実施する。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、引き続き県内の医療機関や自助グループ、回復施設などの情報、依存症に関するセミナーやイベント情報等を提供し、アクセスの増加を図る。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 神奈川県立精神医療センターの取組（計画 p. 28）
  - ・ SMARPP（薬物再使用防止プログラム）
  - ・ SARPP（外来アルコール治療プログラム）

## 評価（案）

薬物に関する一般相談件数が増加していることから、一般相談を継続することはもとより、相談支援を行う関係職員のスキル向上のための研修をコロナ禍にあっても充実していくことが重要である。

薬物依存症者については、本人や家族が相談や支援につながりにくい状況があるため、まずは家族の依存症に関する知識習得や理解促進が必要であるとともに、薬物依存症者への偏見や誤解を解消するための継続的な取組が重要である。

「かながわ依存症ポータルサイト」については、着実にアクセス数を伸ばしているとのことであり、引き続き県内の医療機関や自助グループ、回復施設などの情報や依存症に関するセミナー、イベント情報等を一元的かつ幅広く提供していくことが重要である。

大柱	3 非行の防止等
小柱	(1) 非行の防止等

**【主な具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)**

- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校への連絡件数は459件、学校から警察への連絡件数は142件となった。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区で開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。
- 非行防止教室は、28校(県立高校19校、市立高校1校、私立高校8校)、開催場所44箇所(小学校29校、中学校2校、学童保育等9箇所、自治会等4箇所)で開催した。※防犯教室含む。

**【令和2年度】**

- 地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を引き続き着実に行った。
- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校への連絡件数は481件(昨年度比22件の増)、学校から警察への連絡件数は69件(昨年度比73件の減)となった。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、湘南三浦地区ではオンライン開催し、いじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表の他、今後の取組みの協議を行った。その他の4地区では新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- 非行防止教室は、7校(県立高校6校、私立高校1校)、開催場所7箇所(小学校7校)で開催した。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 地域若者サポートステーション事業では、令和2年度から就職氷河期世代の支援のため、支援対象者の年齢が40代にまで拡大されたことから、ステーションのさらなる周知を進める必要がある。今後は、ハローワークや県内市町村との連携・協力により若年無業者等の利用促進を図るとともに、積極的な広報を展開し、ステーションの認知度向上を図る。

### 【令和2年度】

- 地域若者サポートステーション事業では、市町村や就労支援機関と連携し、広報を工夫するなどして、新規登録者数を増やすとともに、支援対象者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う必要がある。
- 学校警察連携制度については、令和元年度に引き続き、警察と学校との間で適正に運用された。次年度についても、引き続き、警察や学校等が出席する学校・警察連絡協議会等で、制度の周知を図り、適正な運用が図られるようにしていく。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、各学校や地域において、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題であり、開催方法を工夫しながら、対話を取り入れる等の取組みを促進していく。
- 非行防止教室については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が得られているため、今後も継続して取り組んでいく。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）の取組（計画 p. 31, 32）

## 評価（案）

地域若者サポートステーション事業では、個別・継続的な包括的支援を行うとともに、職業的自立に向けて、市町村や就労支援機関との連携を深めていくことが必要である。

児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについては、令和2年度は湘南三浦地区以外の4地区で中止となったとのことであるが、関係者が共に考え、語り合う機会は重要であることから、コロナ禍にあっても様々な工夫により機会の確保に努める必要がある。

大柱	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
小柱	(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

**【主な具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。（再掲）
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要と認めた加害者1人に同治療等を受診させ、精神科医から2回の助言を受けた。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、校内暴力が多く発生する学校に対し、警察、学校、教育委員会等の関係機関及びPTA等の地域ボランティアによる少年サポートチームを立ち上げ、挨拶運動や校内巡回等の活動を行った。

**【令和2年度】**

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要と認めた加害者3人に同治療等を受診させ、精神科医から6回の助言を受けた。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止のため、居住地が判明している全ての者に対して引き続き所在確認を実施した。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、不良行為が多く発生する学校に対し、警察、学校、教育委員会等の関係機関及びPTA等の地域ボランティアによる挨拶運動や校内巡回等の活動を行った。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- ストーカー加害者に対する指導について、加害者の精神医学的治療については事例が少なく、警察庁、他都道府県警察及び医療機関等と情報共有し、効果的な指導方策等を引き続き調査研究する必要がある。

### 【令和2年度】

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要な加害者が、警察の働き掛けに応じず、同治療等の受診に至らないケースが多く認められるため、受診に向けた対応を推進する。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止について、過去に服役していた者であることが、その事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知らされることがないように、情報の管理には万全を期さなければならない。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、引き続き関係機関・団体等との連携を緊密に図り、学校等における問題を把握した場合には、サポートチームの編成を積極的に働きかけ、少年の非行防止と健全育成に向けた立ち直り支援活動を推進する。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

## 評価（案）

ストーカー加害者の精神医学的治療については事例が少なく、今後も調査研究が必要とのことであるが、より積極的に関係機関との情報共有や連携に努め、知見を蓄積していくことが重要である。

子どもに対する暴力的性犯罪により服役していた者については、プライバシーに十分な配慮をしつつも、再犯リスクを軽減するため、所在の確認や面談実施が大変重要である。

少年サポートチームや大学生少年サポーターによる少年等の立ち直り支援については、関係機関・団体等の緊密な連携とともに、学習支援など様々な形での支援により、引き続き非行防止や健全育成を図ることが重要である。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(1) 民間協力者の活動の促進

**【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）**

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適應させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。（再掲）
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。（再掲）
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 神奈川県優良保護司表彰として、22名の保護司を表彰した。
- 県内の8大学から推薦を受けた大学生16人に委嘱している大学生少年サポーターについて、令和元年度の活動実績は178回であった。
- 再犯防止推進会議について、第1回会議では、県再犯防止推進計画の進行管理方法について議論するとともに、国関係機関及び民間団体等と各々の取組に関する情報の共有及び連携を図った。第2回会議は、横浜刑務所の見学会等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

**【令和2年度】**

- 神奈川県優良保護司表彰として、29名の保護司を表彰した。
- 県内の8大学から推薦を受けた大学生16人に委嘱している大学生少年サポーターについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の活動実績は74回に減少した。
- 再犯防止推進会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 再犯防止推進会議の開催について、県内の再犯者数は減少傾向にあるが、県計画の実績評価により再犯防止に関する施策を推進し、関係機関との連携強化を図ることで、ともに生き、支え合うことができる社会づくりに寄与していく。

### 【令和2年度】

- 県内の保護司は減少傾向にあり、引き続き、保護司に対する表彰を行い、意欲、やりがいの向上、定着促進を図る必要がある。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進について、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。次年度についても、引き続き少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活動を推進する。
- 再犯防止推進会議について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は開催を中止したため、令和3年度は令和元年度及び2年度の2カ年分の実績評価を取りまとめる必要がある。また、令和2年度で3年間の国のモデル事業（地域再犯防止推進モデル事業）が終了したため、法務省の動向・方針を踏まえ、今後の展開を検討する必要がある。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 更生保護ボランティアの取組（計画 p. 36）
  - ・ 保護司
  - ・ 更生保護女性会
  - ・ BBS会

## 評価（案）

保護司については、県内では減少傾向にあるが、担い手の確保、定着を図るためにも、保護司に対する表彰を継続的に行うとともに、広報等によりその活躍を広くPRすることが求められる。

協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、引き続き制度を維持していくことが求められる。

大学生少年サポーターについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の活動実績が減少しているが、サポーターが活動しやすい環境づくりが重要である。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(2) 広報・啓発活動の推進

**【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)**

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。(再掲)
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)
- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。

**取 組 実 績**

**【令和元年度】**

- 神奈川県更生保護協会が行う「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、同法人が行う更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行うとともに、ゴールデンウィークの庁舎公開の際し、パネル展示及びチラシ配架や県庁内におけるポスター及び懸垂幕の掲出、作文コンテストへの支援等広報・啓発活動を推進した。
- 矯正施設見学会を東日本少年矯正医療・教育センターで1回、横浜刑務所で2回実施した。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、実施校数 28 校(県立高校 19 校、市立高校 1 校、私立高校 8 校)、開催場所 44 箇所(小学校 29 校、中学校 2 校、学童保育等 9 箇所、自治会等 4 箇所)となった。 ※防犯教室含む

**【令和2年度】**

- 神奈川県更生保護協会が行う「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、同法人が行う更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行うとともに、県庁内におけるポスター及び懸垂幕の掲出、作文コンテストへの支援等広報・啓発活動を推進した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、矯正施設見学会に代えて、オンラインでの研修会(「司法福祉の10年そして定着支援事業の行方は」)を実施した。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、実施校数 7 校(県立高校 6 校、私立高校 1 校)、開催場所 7 箇所(小学校 7 校)となった。

## 課題と今後の対応

### 【令和元年度】

- 「社会を明るくする運動」やその他の犯罪予防活動について、再犯の防止等に関する施策は県民にとって必ずしも身近ではないため、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体と引き続き連携し、推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等が高齢者又は障がいのある犯罪をした者等を受け入れることに対して、再犯のリスク等の不安を感じていることや支援方法に対して疑問を持っていること等課題があるため、引き続き、取組を続けていく必要がある。ただし、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、オンラインで本事業の目的に関連する研修会を行う予定である。

### 【令和2年度】

- 「社会を明るくする運動」への支援について、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、より広く知ってもらい、理解を深めってもらうため、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体と引き続き連携し、本運動を推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等が高齢者又は障がいのある犯罪をした者等を円滑に受け入れるために、事例等を踏まえた研修が求められていることから、引き続き、取組を続けていく必要がある。ただし、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取組方法について検討する必要がある。
- 非行防止教室の開催については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が得られている。今後も、継続して取り組んでいきたい。

## 国や関係機関による関連する取組等

上記の取組以外にも、小柱の項目に関連する国及び民間等の取組や委員による意見を掲載

《参考》神奈川県再犯防止推進計画に掲載している取組

- 神奈川県における“社会を明るくする運動”（計画 p. 38）
- 神奈川県における矯正展（計画 p. 39）
- 横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」（計画 p. 40）

## 評価（案）

「社会を明るくする運動」やその他の犯罪予防活動については、県民にとって一般的には身近でない再犯防止施策を知ってもらうための有効な手段であることから、引き続き関係機関等との連携により、広く県民の目に触れるような広報・啓発活動を展開する必要がある。

福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進については、コロナ禍においてもオンラインによる研修会を開催しているとのことであるが、事例等を踏まえた研修、中止となった矯正施設見学会など、高齢者や障がいのある犯罪をした者等を身近に感じてもらう取組が重要である。